

議案第23号

日野町立下榎集会所の設置及び管理に関する条例の廃止について

日野町立下榎集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する。

令和5年3月6日提出

日野町長 塩 田 淳 一

日野町立下榎集会所の設置及び管理に関する条例の廃止が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

施設について隣接する下榎隣保館に転用（用途変更）することに伴い、日野町立下榎集会所の設置及び管理に関する条例を廃止するもの。

下榎集会所は昭和 53 年 2 月文科省補助で設置された。これは昭和 41 年 2 月に設置された下榎隣保館が地区人口の増加により手狭となり、建築後期間が余り経っていないため厚生労働省の補助が受けられなかつたこともあり集会所として建築された。

設置目的は「同和地区及びその近隣地域における社会教育活動の充実、発展を図り、もって住民の生活と福祉の向上に資するため」となつており、現状では「下榎隣保館」「町人権センター」がその役割を担つてゐる。

については、下榎集会所を廃止し業務を「下榎隣保館」「町人権センター」に移管する。

施設については S53 年 2 月建築後 44 年経過しており処分期間満了日（鉄骨造事務所 40 年）を経過しており国庫補助金の返還及び転用に係る申請・報告の必要はなし。

2 廃止内容

(1) 全部廃止。

3 附則規程

(施行期日)

この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

日野町立下榎集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日野町立下榎集会所の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年条例第 7 号）
は廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。